淡路市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

平成 30 年１月 17 日
告示第４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、淡路市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が当該入札に係る工事の積算内容の確認及び疑義申立て（以下「疑義申立て」という。）を行う場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（疑義申立ての対象）

第２条　疑義申立ての対象とする入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５の２に規定する制限付一般競争入札に付した工事に係るものとし、不調又は中止とした入札は対象としない。

２　疑義申立ては、入札前に公表された設計図書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された積算内訳書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明し得ない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）について行われるものとする。

３　疑義申立てを行うことができる者は、当該入札において入札書を提出した者（以下「入札参加者」という。）とする。ただし、淡路市契約規則（平成 17 年淡路市規則第 49 号）第 13 条に規定する無効とする入札を行った者は疑義申立てを行うことができない。

（疑義申立ての期間）

第３条　疑義申立てを行うことができる期間は、開札日から起算して３日目（淡路市の休日を定める条例（平成 17 年淡路市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の正午までとする。

（入札参加者への周知）

第４条　疑義申立ての対象とする工事については、入札公告に疑義申立てができることを明示するものとする。

２　入札執行者は、入札執行前に疑義申立ての対象とする工事であること、及び積算疑義の内容によっては入札の執行の取消しとなることがある旨を入札参加者に周知するものとする。

（開札）

第５条　入札執行者は、落札者が決定したときは、速やかに、疑義申立対象工事開札結果表（様式第１号。以下「開札結果表」という。）を作成しなければならない。

（金額入り設計書の閲覧）

第６条　入札参加者は、第３条に規定する期間内に、総務部管財課において、当該入札に係る開札結果表及び金額入り設計書を閲覧できるものとする。

２　前項の閲覧をする者は、管財課長に社員証その他身分を証するものを提示し、入札参加者であることを証明しなければならない。

３　閲覧をする者は、開札結果表及び金額入り設計書を複写し、又は撮影してはならない。

（疑義申立ての方法）

第７条　入札参加者は、疑義申立てを行うときは、積算疑義申立書（様式第２号）を当該入札公告に記載された工事の所管課長（以下「入札要求課長」という。）に提出しなければならない。

（疑義申立てに対する回答）

第８条　前条の申立書の提出があったときは、入札要求課長は、積算内容を確認し、疑義申立てを行った者に対し、第３条に規定する期間の末日から起算して３日以内（休日等を除く。）に積算疑義申立回答書（様式第３号）により当該申立てに対する回答をするものとする。

（疑義申立てとして取り扱わないもの）

第９条　第２条の規定にかかわらず、疑義申立てが次のいずれかに該当するときは、疑義申立てとして取り扱わないものとする。

（１）　疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの

（２）　積算疑義が具体的でないもの又は特定できないもの

（３）　入札前に公表された設計図書等により確認できるもの

（４）　第３条に規定する期間終了後に提出されたもの

（５）　単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの

（６）　その他当該入札に関係のないもの

（落札者の取扱い）

第 10 条　疑義申立てがあった場合の落札者の取扱いについては、第８条に規定する積算内容の確認の結果を踏まえ、次の各号に定めるところによる。

（１）　設計金額に誤りがなかった場合　落札者を契約の相手方に決定する。

（２）　設計金額に誤りがあった場合

ア　工事の積算内容を正した場合においても、落札金額に変更が生じないときは、落札者を契約の相手方に決定する。この場合において、入札要求課長は、落札者に契約の相手方になる意向を確認するものとし、その承諾が得られないときは、当該入札の執行を取り消すものとする。

イ　設計金額の誤りにより落札者に変更が生じるときは、入札の執行を取り消す。

２　前項第２号の規定により入札の執行を取り消す必要が生じたときは、直ちに入札要求課長は、入札執行取消顛末書（様式第４号）により、管財課長にその顛末を報告するとともに入札の執行の取消しを要請しなければならない。

（入札の執行の取消し）

第 11 条　管財課長は前条第２項に規定する報告を受け、当該入札の執行を取り消すべきと決定したときは、全ての入札参加者に対して入札執行取消通知書（様式第５号）により、その旨を通知するものとする。

（変更契約の取扱い）

第 12 条　第 10 条第１項第２号ア前段の規定により締結した契約において、金額を変更する必要が生じた場合の請負率は、工事の積算内容を正した設計金額を当初設計金額に改め、落札金額を除して得た率を用いるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前までに入札公告を行った入札については、なお従前の例による。